

令和6年度 矢作川水防連絡会

令和 6年 5月 13日

国土交通省 中部地方整備局
豊橋河川事務所

- 水防団(消防団)の水防活動について、わかりやすく、タイムリーにPR・情報発信していくことが重要。
- 平成29年6月1日付け水防調整官事務連絡「水防活動の「見える化」について」により、水防活動を実施した場合には、都道府県や水防管理団体の水防計画に基づき、報告を依頼しているところ。
 - ・(参照)「水防計画作成の手引き」(都道府県版)第14章「水防報告等」14.2 水防報告
- 水害が発生し、水防活動を実施した場合には、速やかな報告をお願いしたい。
 - ・特に、顕著な水防活動事例については、なるべく早期の報告をいただきたい。
 - ・水防企画室から、報告を依頼する場合もあるので、協力をお願いしたい。
- 水防報告を本省で整理して、本省ホームページに掲載
 - ・(URL) <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kisotishiki/index4.html>
- 全国水防管理団体連合会(全水管)にも情報提供し、全水管ホームページにも掲載
 - ・(URL) <http://zensuikan.jp/031katudou.html>

台風第7号における水防活動 (京都府福知山市消防団／令和5年8月15日)

○概要

- ・福知山市消防団は、台風第7号に際し、令和5年8月15日に延べ522名が出動した。
- ・市内では、市中部及び北部付近では記録的短時間大雨情報（中部付近110mm、北部付近110mm）、大江町地区及び旧福知山市域では土砂災害警戒情報が発表された。
- ・各地で水路からの越水、道路冠水、土砂崩れが発生する危険な状況の中、土のう積み、住民の避難誘導、安否確認、被害調査を行い、被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/15 約10時間30分	522名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み ・避難誘導 ・安否確認 ・被害調査



① 勸使地区
住宅敷地への浸水を防ぐため土のうを設置



② 夜久野町直見地区
道路路面の洗堀を防ぐため土のうを設置



③ 夜久野町額田地区
水路の越水を防ぐため土のうを設置



④ 大江町河守地区
住宅敷地へ山水の流入を防ぐため土のうを設置



⑤ 夜久野町板生地区
住宅敷地へ山水の流入を防ぐため土のうを設置



⑥ 夜久野町末地区
水路の越水による道路冠水を防ぐため土のうを設置

水防活動実施箇所



出典：国土地理院ウェブサイト
「地理院地図」をもとに福知山市が作成

R6「水防月間」の実施概要(毎年5月/北海道は6月)

水防の重要性の国民への周知及び水防思想の高揚を図り、水害の未然防止と軽減に資するため、各種行事や活動を実施。

◆水防に関する広報活動の実施

ポスター・リーフレットの配布等により、水防月間のPR活動を行うほか、展示会や体験会を実施するなど、広く国民に向け水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図る。

◆水防訓練

警察・消防・自衛隊や関係自治体等と連携した総合水防演習を実施。

◆洪水予報連絡会・水防連絡会の開催

水防管理団体や都道府県、警察、自衛隊など関係機関と連絡会を開催し、洪水予報や水防警報等の情報の伝達体制の確保を図る。

◆重要水防箇所の合同巡視

水防管理団体等と合同で巡視を行い、水防活動の上で特に注意を要する箇所(重要水防箇所)や水防倉庫、水位観測所を確認し、洪水時の効率的な水防活動を行えるよう備える。

◆河川管理施設の巡視・点検・整備

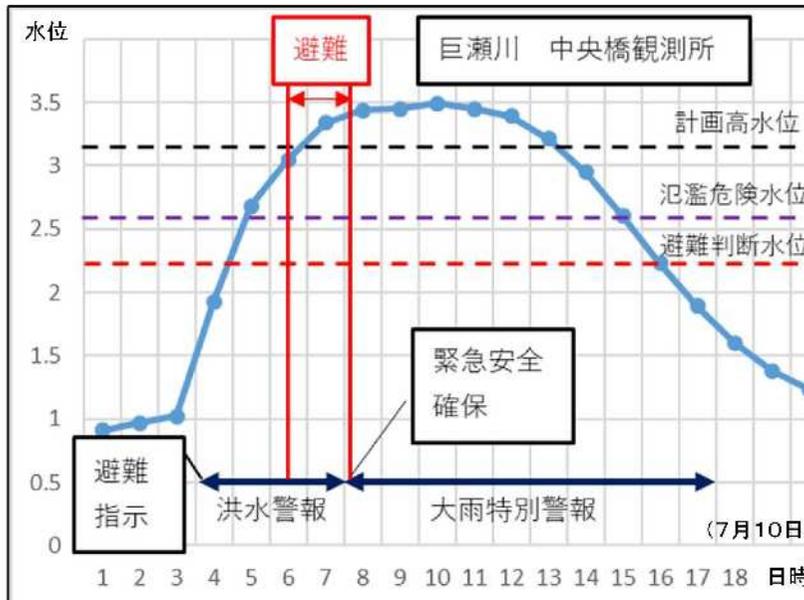
危険と思われる河川管理施設について必要な補修や整備を行うとともに、許可工作物についても施設管理者に対し必要な指導監督等を行うことで治水機能を維持。



R6水防月間ポスター

早めの避難により被害を免れた事例(福岡県久留米市田主丸(ためしまる)中央病院)

- 令和5年7月10日の大雨により、福岡県久留米市にある田主丸中央病院では、明け方から病院内に水が流れ込み、1階部分が30cm程浸水したが、1階入居者約50人を2階に垂直避難させ、人的被害はなかった。
- 施設ではハザードマップを通して、河川氾濫など水害の危険性を認識していた。
- 水防法に基づく避難確保計画を作成しており、毎年避難訓練を実施するなど災害に対する備えの意識が高かった。



エレベーターにて患者約50人を2階へ避難。
全員避難させた後、停電によりエレベーターが停止。



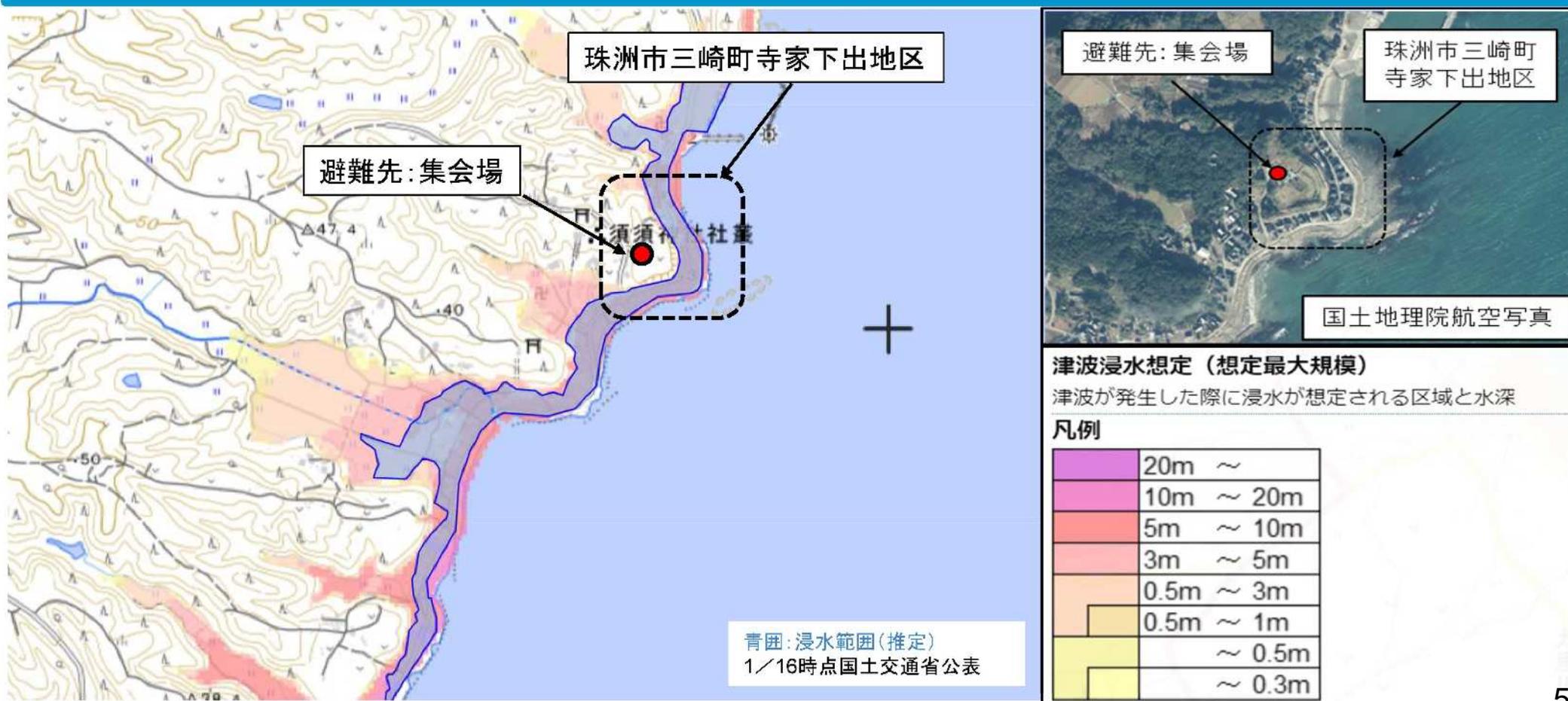
病院側のコメント
早期に垂直避難の開始に踏み切れたのは、普段からの訓練と雨雲レーダーなどからの迅速な状況判断によるところが大きい。

浸水によりエレベーターが止まった後では、今回の避難は完遂できなかつただろう。

能登半島地震で避難訓練が効果を発揮した事例(石川県珠洲市)

- 令和6年1月1日に発生した能登半島地震では石川県珠洲市等において津波浸水被害が発生。
- 珠洲市で浸水被害のあった範囲は、津波ハザードマップの**浸水想定区域内**。
- なお、報道によると、珠洲市三崎町寺家下出地区では、約40世帯90人ほどの住民（大半が高齢者）が、**近所同士で声を掛け合い5分以内に高台に避難**。東日本大地震以降、津波を想定した**避難訓練を年1, 2回続けていた**。住民は「奇跡じゃなくて、訓練が生きた」と振り返る。

※令和6年1月16日 時事通信社報道



浸水被害の把握

ヘリによる調査

リアルタイム性

- ・悪天候時に調査不可
- ・夜間調査不可



痕跡調査

機動力

- ・広範囲の調査不可
- ・多数の人材確保
- ・専門の技術者が必要



【既存の技術】

ワンコイン浸水センサ

センサの特徴

小型、長寿命かつ低コストで、堤防や流域内に多数の設置が可能な浸水センサ



実証実験に用いている6種類の浸水センサ

- ・小型
- ・低コスト
- ・長寿命

官民連携による浸水域把握イメージ

堤防の越水・決壊などの状況や、地域における浸水状況の速やかな把握のため、浸水センサを企業や地方自治体等との連携のもと設置し、情報を収集する仕組みを構築



【技術開発】

活用イメージ

【災害時】

- ・早期の人員配置
- （道路冠水による通行止め
避難所の開設 等）
- ・ポンプ車配置の検討

【復旧時】

- ・罹災証明（自治体等）の簡素化・迅速化
- ・保険の早期支払い
- ・災害復旧の早期対応

など

スケジュール

令和3年度

- ・実証実験準備会合を開催
- ・実証実験に向けてセンサの仕様や実施内容を検討・確定

令和4年度

- ・モデル地区となる自治体5市町において、国・自治体・民間企業等（10団体）にてセンサを設置し、実証実験を開始

令和5年度（R6.1.4時点）

- ・モデル地区となる自治体を58に拡大し、国・自治体・民間企業等（26団体）にてセンサを設置し、実証実験を継続
- ・必要に応じ、エリアを拡大



浸水センサ設置箇所が浸水している状況

浸水センサが浸水を検知した場合、
表示システムに浸水センサの浸水情報と
推定浸水エリアがリアルタイムで表示される



浸水センサ表示システムの表示事例
(イメージ)

※システムは試行運用中であり、実証実験参加者のみに限定して公開中

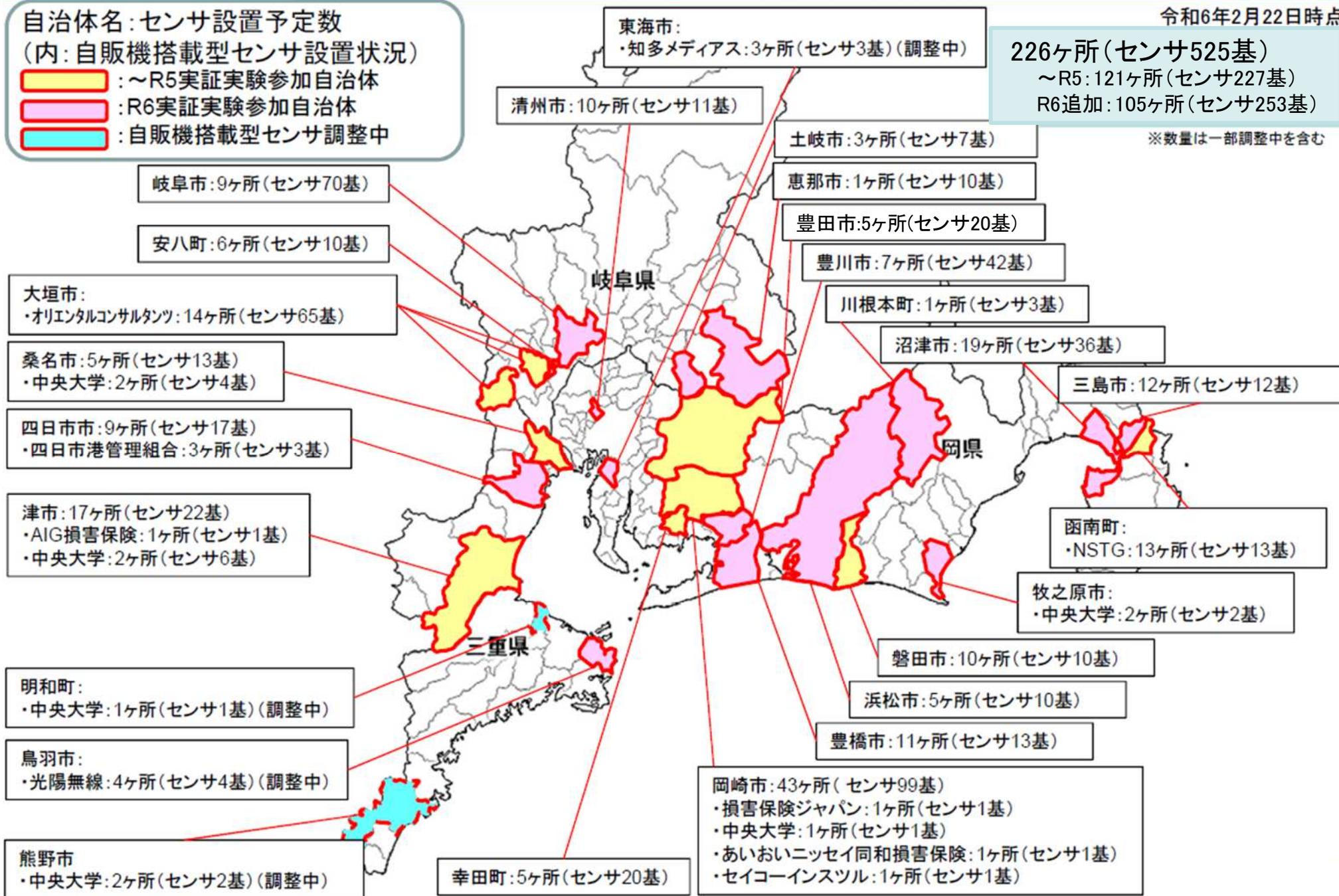
ワンコイン浸水センサ 参加自治体

令和6年2月22日時点

自治体名:センサ設置予定数
 (内:自販機搭載型センサ設置状況)
 : ~R5実証実験参加自治体
 : R6実証実験参加自治体
 : 自販機搭載型センサ調整中

226ヶ所(センサ525基)
 ~R5: 121ヶ所(センサ227基)
 R6追加: 105ヶ所(センサ253基)

※数量は一部調整中を含む



独自センサの事例(中央大学研究開発機構・(一財)河川情報センター・大塚ウェルネスベンディング(株))



<メリット1>

浸水の有無が遠隔地のパソコンから把握できる

<メリット2>

電気代・センサ通信費・メンテナンス費用は自販機の収益からまかなうため、自治体の負担はなし

【条件】

- ・営業エリアは全国
- ・10本程度／日の販売本数が見込まれる
(商品を入れ替える業者の管理する自販機が近いとハードルが下がる)
(借地料によってはハードルが上がる)

<メリット3>

有事には自販機在庫を無償開放

【条件】

- ・施設管理者に自動販売機のカギを貸与し、自治体の判断で飲料の無償配布が可能

【設置条件】

- ・土地所有者の設置許可(使用料は設置者が負担)
(公有地で 浸水センサ搭載型自動販売機 の入札があれば対応可能な企業が応札)
- ・設置場所決定から、通常2週間程度で生産、設置可能
(電気の引き込み、センサの設置位置、事務手続きによっては追加の時間を要します)

○公募期間(2次): 令和6年6月20日(木)

参加者の分類	参加目的の事例	参加の形式	費用負担
① 市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 管内の浸水状況把握 浸水情報の自治体防災関係システムへの連携 など 	①-1 国交省が用意するセンサを設置 (対象の複数社のセンサから希望するメーカー及び数量を選択する)	<ul style="list-style-type: none"> ○センサの設置費 ○翌年度以降(令和7年4月~)のランニングコスト(センサ通信費・センサメーカーのクラウド運用経費) ○電気代など管理に係る費用
		①-2 浸水センサを自ら設置せず、モデル地区の提供者となる	<ul style="list-style-type: none"> ※以下の費用は国負担※ ○センサ及び関係機器費 ○初年度のランニングコスト(センサ通信費・センサメーカーのクラウド運用経費) ○データ共有サーバ等の表示システム運用に関する経費
② 企業・団体等 (都道府県含む)	<ul style="list-style-type: none"> 自社施設に対する浸水把握 自社開発センサの現地実証 浸水情報を活用した自治体向けシステム開発、保険商品開発など、企業による新たな商品開発 大学等による研究 都道府県管理河川周辺の浸水状況把握 など 	②-1 国交省が用意するセンサを設置 (対象の複数社のセンサから希望するメーカー及び数量を選択する) ↑	同上
		<div style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; text-align: center;"> どちらか又は両方でも可 </div> ↓	
③ 国土交通省 (河川関係事務所)	管内(直轄管理河川周辺)の浸水状況把握 など	国交省が用意するセンサを設置	-

※公募の対象は、①と②の参加者

第2号 議案(共通) 令和5年度 会務及び事業計画(案)

【会務】

1. 矢作川水防連絡会 委員会

(矢作川水防災協議会、矢作川圏域水防災協議会、
矢作川洪水予報連絡会と合同で実施)

①日時: 令和5年4月27日(木)

②場所: 愛知県西三河総合庁舎 10階大会議室
(対面およびWeb形式によるハイブリッド開催)

③対象者: 会長、副会長、委員、その他事務局員

④議題

- ・令和4年度 会務及び事業報告
- ・令和5年度 会務及び事業計画(案)
- ・連絡会規約及び役員名簿
- ・その他情報提供

【事業計画(案)】

1. 河川合同巡視について

①日時: 令和5年5月31日(水) 9:00～12:30

②内容: 水防業務にかかわる担当者に対し、現場における知識向上を図るため、河川及び観測施設等の現地調査を行う。

③対象者: 洪水予報及び水防警報伝達機関

第2号 議案(共通) 令和6年度 会務及び事業計画(案)

【会務】

1. 矢作川水防連絡会 委員会

(矢作川水防災協議会、矢作川圏域水防災協議会、
矢作川洪水予報連絡会と合同で実施)

①日時: 令和6年5月13日(月)

②場所: 愛知県西三河総合庁舎 10階大会議室
(対面およびWeb形式によるハイブリッド開催)

③対象者: 会長、副会長、委員、その他事務局員

④議題

- ・令和5年度 会務及び事業報告
- ・令和6年度 会務及び事業計画(案)
- ・連絡会規約及び役員名簿
- ・その他情報提供

【事業計画(案)】

1. 河川合同巡視について

①日時: 令和6年5～6月(予定)

②内容: 水防業務にかかわる担当者に対し、現場における知識向上を図るため、河川及び観測施設等の現地調査を行う。

③対象者: 洪水予報及び水防警報伝達機関

国土交通省豊橋河川事務所 矢作川 水防連絡会規約

第2章 役員

第1章 総則

第1条 名称

本会は、「国土交通省豊橋河川事務所矢作川水防連絡会」と称する。

第2条 目的

本会は、河川法、水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、国土交通省豊橋河川事務所 矢作川管内の水防関係機関相互の協力及び連絡を密にし、水防対策の万全を期することを目的とする。

第3条 業務

本会は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

1. 重要水防箇所に関すること。
2. 水防警報に関すること。
3. 河川改修の状況、既往洪水における出水状況、水防資機材整備状況、その他水防に必要な情報及び意見の交換等に関すること。
4. 水防時の交通規制に関すること。
5. 合同河川巡視に関すること。
6. 水防にかかわる広報宣伝に関すること。
7. その他本会の目的を遂行するため必要と認められる事項。

第4条 構成

本会は、別紙－1に掲げる国土交通省豊橋河川事務所矢作川管内の水防関係機関をもって構成する。

第5条 役員

本会には、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 顧問 若干名
4. 幹事長 1名
5. 幹事 若干名

第6条 会長

会長は本会を代表し、会務を掌理する。
会長は国土交通省豊橋河川事務所長をもってこれにあてる。

第7条 副会長

副会長は会長をたすけ、会長に事故があるときはその職務を代理する。
副会長は水防管理団体間で選出された代表水防管理団体の長をもってこれにあてる。

第8条 顧問

顧問は次の役職者に会長がこれを委嘱し会長の諮問に応える。
西三河県民事務所長、西三河建設事務所長、
豊田加茂建設事務所長、知立建設事務所長。

第9条 委員

委員は会務を評議する。
委員は別紙－2に掲げる者をもってこれにあてる。

第10条 幹事長

幹事長は幹事会を運営し本会の業務を処理する。
幹事長は国土交通省豊橋河川事務所副所長(技術担当)をもってこれにあてる。

第11条 幹事

幹事は会務の規格及び相互連絡にあたる。
幹事は別紙-3に掲げる者をもってこれにあてる。

第3章 運営

第12条 委員会

本会は運営の委員会の決議による。
委員会は毎年出水期前及び会長が必要と認めたとき会長が招集し会務を評議する。
委員会の議長は会長がこれにあたる。

第13条 幹事会

幹事会は幹事長が必要と認めたとき、幹事長が招集し会務の企画にあたる。

第14条 事務局

本会の事務局は、国土交通省豊橋河川事務所流域治水課に置く。
事務局職員は、国土交通省豊橋河川事務所の職員のうちから会長がこれを指名する。
事務局職員は、幹事長の指示を受け事務を処理する。

第4章 雑則

第15条 規約の改正

本規約の変更は、委員会の決議によらなければならない。

第16条 附則

この規約は、昭和57年7月15日から実施する。

平成4年5月29日 一部改正

平成13年6月18日 一部改正(組織名称変更)

平成14年6月25日 一部改正(組織名称変更)

平成15年6月16日 一部改正(組織名称変更)

平成19年5月 9日 一部改正(幹事一部変更)

平成20年6月20日 一部改正(組織改編名称変更)

平成23年4月 1日 一部改正(組織改編名称変更)

平成24年4月 1日 一部改正(組織改編名称変更)

平成29年6月19日 一部改正(組織名称変更)

令和5年4月27日一部改正(組織名称変更)

別紙-1

矢作川水防連絡会構成機関名

国土交通省	豊橋河川事務所
愛知県	西三河県民事務所
〃	西三河建設事務所
〃	豊田加茂建設事務所
〃	知立建設事務所

岡崎市
豊田市
安城市
西尾市
碧南市

矢作川水防連絡会 役員名簿

会長 豊橋河川事務所長

副会長 岡崎市水防管理者(岡崎市長)

顧問 西三河県民事務所長
西三河建設事務所長
豊田加茂建設事務所長
知立建設事務所長

委員 豊橋河川事務所 副所長(技術)
豊橋河川事務所 副所長(事務)
豊橋河川事務所 総務課長
豊橋河川事務所 工務課長
豊橋河川事務所 流域治水課長
豊橋河川事務所 管理課長
豊橋河川事務所 岡崎出張所長
豊橋河川事務所 安城出張所長
豊田市水防管理者(豊田市長)
安城市水防管理者(安城市長)
西尾市水防管理者(西尾市長)
碧南市水防管理者(碧南市長)

幹事長 豊橋河川事務所 副所長(技術)

幹事 豊橋河川事務所 流域治水課長
岡崎市 河川課長
豊田市 防災防犯課長
安城市 維持管理課長
西尾市 河川港湾課長
碧南市 防災安全課長

矢作川令和5年6月出水予警報の発令状況

2観測所の観測水位より、水防警報を延べ2回、洪水予報・水位到達情報を延べ1回発令した。

※解除を除く

○水防警報

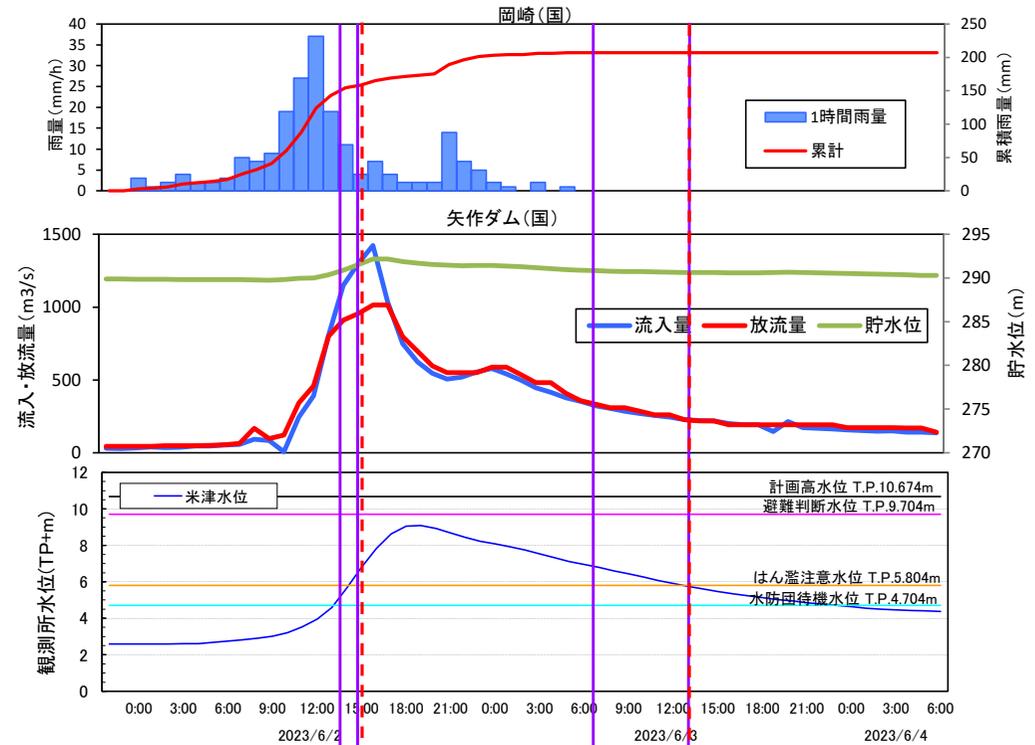
河川名	観測所名	準備	解除
矢作川	岡崎	①6/2 13:40	②6/3 6:50
	米津	①6/2 14:30	②6/3 12:50

注意1: ○数字は発令番号

○洪水予報・水位到達情報

河川名	観測所名	注意報	解除
矢作川	米津	①6/2 14:40 氾濫注意	②6/3 12:50 解除

注意1: ○数字は発令番号



水防警報準備(岡崎) 6/2 13:40
 水防警報準備(米津) 6/2 14:30
 氾濫注意報発令(米津) 6/2 14:40
 水防警報解除(岡崎) 6/3 6:50
 水防警報解除(米津) 6/3 12:50
 氾濫注意報解除(米津) 6/3 12:50